

居宅介護支援利用約款

(約款の目的)

第1条 なごみの里鹿島 居宅介護支援事業所（以下「当事業者」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう公正中立な立場から居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を図ることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が居宅介護支援利用同意書を当事業者に提出されてから利用者の要介護認定の有効期間満了日まで効力を有します。

但し、適用期間満了の7日前までに利用者から文書による終了の申し入れがない場合には、同じ条件で自動更新されるものとします。

(居宅サービス計画の作成)

第3条 当事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容・利用料等の情報を適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 3 利用者は、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を、介護支援専門員に求めることができます。
- 4 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- 5 介護支援専門員は、利用者の置かれた状況等を考慮のうえ希望をできる限り尊重し、利用者に提供されるサービスの目標の原案を作成します。
- 6 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービスについて、保険給付の対象となるか否かを区分した上で内容・利用料等について利用者に説明し、利用者の同意を得た上で決定します。

(居宅サービス計画作成後の援助)

第4条 当事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次に掲げる居宅介護支援を提供するものとします。

- ① 利用者・関連機関等との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握する事
- ② 利用者の意思をふまえて、要介護認定の更新等に必要な援助を行う事
- ③ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または当事業者が変更が必要と判断した場合は、双方の合意に基づきサービス計画を変更する事

(介護支援専門員の交替)

第5条 当事業者は、必要に応じ介護支援専門員を交替することができます。但しその場合には、利用者に対して不利益が生じないよう配慮するものとします。

- 2 利用者が、介護支援専門員の交替を希望する場合には、当事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

(施設入所等の支援)

第6条 当事業者は、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合には、適切な施設への紹介、その他必要な援助を行います。

(利用者からの解除)

第7条 利用者は、当事業者に対し、解約の意思表示をすることにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく本約款に定めた事項を遵守せずサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が故意又は過失により、利用者もしくはその家族に対して、背信行為又は反社会的行為を行った場合

(当事業者からの解除)

第8条 当事業者は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が死亡された場合
- ② 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所された場合
- ④ 利用者が、心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、不実の告知等を行うなど、当事業者又は他の事業者等に対して、背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業を継続させることができない場合

(利用料金)

第9条 居宅介護支援に対する利用料は、別紙1のとおりです。

(記録)

第10条 当事業者は、利用者の居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当事業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護サービス事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師等への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(事故の防止及び事故発生時の対応)

第 12 条 当事業者は、安全かつ適切なサービスを提供するために、当法人で「事故発生の防止のための指針」を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

2 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。

3 前 2 項のほか、当事業者は保険者、利用者の家族等に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者及び扶養者は、当事業者の提供する居宅介護支援サービスに対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙・文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

窓口 管理者 赤倉 辰弘

(賠償責任)

第 14 条 居宅介護支援サービスの提供に伴って当事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

なごみの里鹿島 居宅介護支援事業所のご案内
(令和08年 06月 01日現在)

1. 事業所の概要

(1) 法人の名称等

- ・法人名 医療法人社団 英寿会
- ・所在地 石川県鹿島郡中能登町浅井ろ部106番地
- ・電話番号 0767-76-2270 (FAX 76-2271)
- ・開設年月日 平成14年4月1日
- ・代表者 理事長 岡村 茂英

(2) 事業所の名称等

- ・事業所名 なごみの里鹿島 居宅介護支援事業所
- ・所在地 石川県鹿島郡中能登町浅井ろ部106番地
- ・電話番号 0767-76-2270 (FAX 76-2271)
- ・介護保険指定番号 1751680354号

(3) 事業の目的と運営方針

- ・事業の目的 事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- ・運営の方針 利用者の心身の状況・その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、利用者の希望・選択に基づき多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場で事業を行います。
事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、医療機関、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の保険・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

(4) 事業の実施地域及び営業時間

- ・通常の事業の実施地域 中能登町内 (左記以外はお問い合わせください)
- ・営業日及び営業時間 月曜日 ~ 金曜日 (土・日・祝祭日休業)
8:30 ~ 17:30
(12月30日~1月3日は、年末・年始休業となります)

(5) 事業所の職員体制

	常勤職員	非常勤職員	業務内容
管理者 (介護支援専門員兼務)	1	0	事業所の従業員・業務の管理を行うとともに、下記の居宅介護支援業務を行います。
介護支援専門員	1	0	居宅サービス計画の作成・関連機関との連絡調整等、介護支援業務全般を行います。

2. 提供するサービス内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者・医療機関等との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の把握・評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理（利用実績等の確認・突合、国民健康保険団体連合会への提出）
- ⑥ 入・退院時における医療機関との連携（入院時は担当者の氏名等をお伝えください）
- ⑦ 要介護認定申請に対する協力・援助（更新や変更時）
- ⑧ 介護保険施設への紹介（入所への支援）
- ⑨ 相談業務

3. 利用料金

下記利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納等により、当事業者に対して介護保険から給付がない場合、利用者は以下の料金を当事業者に対し、一旦支払うものとします。その際には、当事業者がサービス提供証明書を発行し、その証明書を保険者の窓口に提出しますと払い戻しを受けることができます。

（１）居宅介護支援費

	要介護１・２の方	要介護３・４・５の方
居宅介護支援費 （Ⅰ）	１０，８６０円	１４，１１０円

（２）加算

加算名称	料金（単位数）	算定要件
初回加算	３，０００円	新規に支援を行った場合
入院時情報連携加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）	２，５００・２，０００円	入院～翌々日までに情報提供した場合
退院・退所加算 （Ⅰ）イ・ロ （Ⅱ）イ・ロ （Ⅲ）	４，５００・６，０００円 ６，０００・７，５００円 ９，０００円	退院の際、情報提供を受けた上で支援を行った場合
処遇改善加算	基本サービス費に各種加減算をした総単位数に、２．１％を乗じて算出	

4. 要望及び苦情等の相談

- （１）要望・苦情等があれば、お気軽にご相談ください。また、備えつけの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

窓口 管理者 赤倉 辰弘

(2) 行政その他の苦情受付機関

中能登町役場 (行政サービス庁舎) 長寿福祉課	所在地 鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地 電話番号 0767-72-3133 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情 110 番	所在地 金沢市幸町 12 番 1 号石川県幸町庁舎 4 階 電話番号 076-231-1110 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
石川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 金沢市本多町 3 丁目 1-10 社会福祉会館 2 階 電話番号 076-234-2556 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

5. 緊急時の対応

利用者の心身の状態が急変した等の緊急の場合、利用者及び扶養者が指定する者に対し、速やかに連絡します。

6. 高齢者虐待の防止

当事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の発生を防止するために、当法人で虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知します。虐待の防止のための指針を整備し、研修を定期的実施します。

虐待防止に関する責任者 管理者 赤倉 辰弘

7. 身体拘束等の適正化の推進

当事業者は、身体拘束等の適正化のため、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8. 感染症の予防及びまん延の防止

当事業者は、感染症の予防及びまん延等の防止のため、当法人で感染予防の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知します。感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、研修を定期的実施します。

9. 業務の継続

当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施するために、業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

<別紙 2>

個人情報の利用目的

(令和 08年 06月 01日現在)

医療法人社団 英寿会では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔法人内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔法人内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

居宅介護支援利用同意書

なごみの里鹿島 居宅介護支援事業所を利用するにあたり、居宅介護支援利用約款及び別紙を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所名

印

<家 族>

住所氏名

印

医療法人社団 英寿会
理事長 岡村 茂英 殿

【本約款第 12 条 事故発生時・緊急時の連絡先】

①氏 名	(続柄)		
住 所			
電話番号	①	②	③
②氏 名	(続柄)		
住 所			
電話番号	①	②	③